

精神保健福祉審議会	資料 1-4
障害福祉課	

滋賀県精神保健福祉審議会保健医療計画検討部会設置要綱

(設置)

第1 滋賀県保健医療計画の改定および滋賀県障害者プランの改定にかかる調査検討を行うため、滋賀県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）に保健医療計画検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(調査検討事項)

第2 部会は次の事項について調査検討を行い、結果を取りまとめたうえ、審議会会長に報告する。

- (1) 滋賀県保健医療計画の改定に関する事項
- (2) 滋賀県障害者プランの改定に関する事項

(組織)

第3 部会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから健康医療福祉部長が選任する。

- (1) 精神障害者の医療に従事する者
- (2) 精神保健または精神障害者の福祉に関し学識経験を有する者
- (3) 精神障害者の福祉の向上のための事業に従事する者

3 委員の任期は、選任された日から令和9年3月31日までとする。

(部会長)

第4 部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。

2 部会長は、会務を総理する。

3 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が選任した者がその職務を代理する。

(会議)

第5 部会の会議は、健康医療福祉部長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6 部会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見を徴し、必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7 部会の庶務は、健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

附則

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。